

津山市内の事業所にお勤めの新入社員のみなさまへ！

新規学卒者等就職奨励金の申請は  
お済みですか？

交付額 **¥30,000**



新規学卒者等就職奨励金は、  
**就職から1年以内**の申請手続きが  
必要です！

## 新規学卒者等就職奨励金とは

- 就職から1年以内に認定申請していただいた新規学卒者の方が1年間継続して勤務された場合に30,000円（加算あり）を交付するものです。

※2020年4月1日に就職の方は、2021年3月31日が認定申請期限となります。

## 申請できる人（次の①～③の要件をすべて満たす人）

- ① 高校・大学等を卒業（または中退）して3年以内であること。
- ② 高校・大学等を卒業（または中退）して2年以内に、津山市内の事業所に常用雇用者として就職していること。（津山市に本社があれば、市外の事業所勤務も対象になります。）
- ③ 津山市に住民票があること。

（注意）次の方は対象になりません！ ご注意ください。

①公務員の方 ②個人事業主 ③暴力団員 …等

## 奨励金額

**30,000円**

- 在学時に津山広域事務組合の就活学生登録をされていれば、20,000円 加算されます。

## 提出先・お問合せ先

津山市  
仕事・移住支援室

TEL 0868-24-3633

〒708-0022

津山市山下92-1

津山圏域雇用労働センター内

※津山市役所とは違う場所です。  
ご注意ください。



## 手続きの流れと提出書類

1

就職から **1年以内** に、「認定申請書」（添付書類あり）をご提出ください。

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②就職証明書（様式第2号）
- ③住民票（就職日以降に発行されたもの）
- ④卒業証書（コピーでも可）または卒業証明書（原本）  
※中退した方は、在学証明書等をご提出ください。
- ⑤暴力団員の排除に係る誓約書

※①②⑤は、津山市ホームページからダウンロードができます。

※シャチハタ等のゴム印・スタンプ印の使用は不可。

【検索ワード】 津山市 就職奨励金

【URL】 <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=5253>



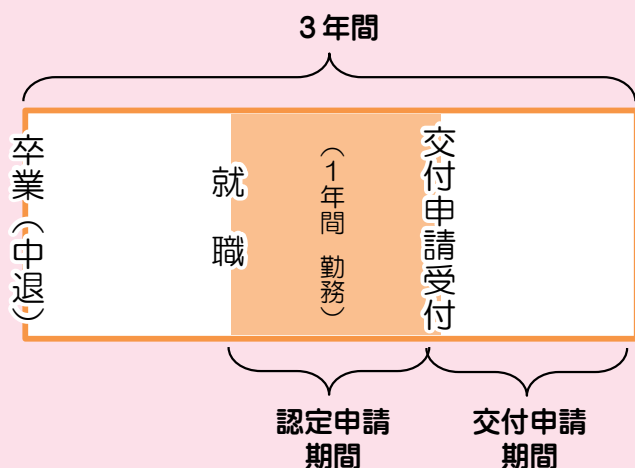
2

書類審査後、認定者には「**受給資格認定書**」をお送りします。

3

認定された方には、就職日（または津山市への転入日）のいずれか遅い日から**1年**が経過する頃に郵送等でお知らせします。

「**交付申請書**」と必要書類をご提出ください。奨励金を指定の口座に振り込みます。



【お問い合わせ先】

**津山市 仕事・移住支援室**

津山市山下9-2-1

（津山圏域雇用労働センター内）

TEL : 0868-24-3633

Mail : sigoto-iju@city.tsuyama.lg.jp